

京都府

新型コロナウイルス感染拡大防止の為の

営業時間の短縮要請に伴う

会議室・宴会場の営業時間短縮等のお知らせ

◆実施期間◆

令和3年10月1日～10月21日

京都府の新型コロナウイルス感染拡大防止の為の営業時間の短縮要請に基づき、
会議室・宴会場の営業時間短縮およびアルコール飲料の提供について以下のとおり
変更いたします。

お客さまにはご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

◆営業時間短縮期間中の営業時間◆

【会議室・宴会場】

・営業時間 9：00～20：00

(最終退出時刻20：00)

・アルコール飲料のご提供は、11：00～19：30

とさせていただきます。

2021.9.30更新